	算式Ⅷの符号 ｙ　平成22年度から平成24年度までの各年度の転入超過率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「転入者数」の「計」の「日本人」の欄の数から表頭「転出者数」の「計」の「日本人」の欄の数を控除した数（ただし、平成23年度以前については「転入者数」の欄の数から「転出者数」の欄の数を控除した数とする。）を当該市町村の平成（ｎ＋１）年１月１日現在における住民基本台帳登載人口の日本人の数（ただし、平成24年度については平成25年３月31日現在における住民基本台帳登載人口の日本人の数とし、平成23年度以前については平成（ｎ＋１）年３月31日現在の住民基本台帳登載人口とする。以下この表及び次条において「日本人住民基本台帳登載人口」という。）で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ｚ　平成24年度並びに平成25年及び平成26年の転入超過率の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式の符号に次のように加える。

	Ｏ　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。） 算式Ⅸ $O = 19.49 \times \left(\frac{ab - aa}{aa} \right) + 0.35$ $\frac{ab - aa}{aa}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ａａ　平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「１．地方税」、表頭「決算額」の数を当該年度の３月31日現在（ただし、平成25年度においては１月１日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ａｂ　平成23年度から平成25年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十四の次に次の一条を加える。

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　法附則第五条の三第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口	人

２　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

３　法附則第五条の三第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

４　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の三に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times 0.974$ 0.4×Ａ、0.075×Ｂ、0.075×Ｃ、0.075×Ｄ、0.075×Ｅ、0.075×Ｆ、0.075×Ｇ、0.075×Ｈ及び0.075×Ｉに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(0.4×Ａ＋0.075×Ｂ＋0.075×Ｃ＋0.075×Ｄ＋0.075×Ｅ＋0.075×Ｆ＋0.075×Ｇ＋0.075×Ｈ＋0.075×Ｉ）×0.974に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、負数となるときは０とする。） 算式Ｉ ａ≧０のとき　Ａ＝－0.03×ａ＋0.1 ａ＜０のとき　Ａ＝－0.16×ａ＋0.1 算式Ｉの符号 ａ　平成24年度並びに平成25年及び平成26年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における当該都道府県の区域内の市町村に係る「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の「日本人」の欄の数（ただし、平成23年度以前については、表頭「増減数」の欄の数とする。）の合計数を当該都道府県の日本人住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表の都道府県の項及び第７項の表の都道府県の項において同じ。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）